十三　派遣船員として就業する者に関する事項
派遣船員として就業する者に対する法の規定に基づき事業主が講ずべき措置については、派遣元が当該事業主として適用されるため、派遣元は、当該船員に対し、法の規定に基づく措置を適切に講ずる責任があること及び当該措置を講ずるに当たり、派遣先に対し、適切な配慮を行うことに留意すること。

附　則

（常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第二条に規定する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、平成二十四年六月三十日までの間、この告示による第二の二（介護休暇に関する部分に限る。）、第二の七、第二の八、第二の九、第二の十、第二の十二（介護休暇に関する部分及び所定労働時間の短縮措置等に関する部分に限る。）の規定は適用しない。この場合において、この告示による廃止前の告示第二の八から十までの規定は、なおその効力を有する。

○国土交通省告示第七百四号

平成七年運輸省告示第六百二十一号（船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六条第一号の規定に基づき、運輸大臣が定める日数を定めた件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

平成七年運輸省告示第六百二十一号（船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六条第一号の規定に基づき、運輸大臣が定める日数を定めた件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十二年六月三十日から施行する。

公　告

諸　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月21日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　中田　定輔　昭和10年９月24日生
税理士名簿登録番号　第47419号
税理士事務所　北海道札幌市北区北29条西14丁目２番５号
住所　北海道札幌市白石区中央１条６丁目２番25号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成22年６月22日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　菊地　　傳　昭和４年４月20日生
税理士名簿登録番号　第69682号
税理士事務所　岩手県盛岡市東緑が丘14番８号
住所　岩手県盛岡市東緑が丘14番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成22年６月21日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　舘野　定雄　昭和27年３月16日生
税理士名簿登録番号　第74532号
税理士事務所　東京都千代田区九段南４丁目８番13号自動車会館２Ｆ
住所　東京都足立区西新井本町１丁目20番６－401号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成22年６月17日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　根岸　邦彦　昭和22年４月13日生
税理士名簿登録番号　第65386号
税理士事務所　東京都千代田区麹町５丁目３番地麹町秋山ビル５Ｆ
住所　東京都文京区水道２丁目５番１－505号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月18日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　松井　　勉　昭和24年２月21日生
税理士名簿登録番号　第42032号
税理士事務所　東京都杉並区上荻２丁目２番10号
住所　東京都杉並区荻窪２丁目27番４号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月21日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　山澤　昌寛　昭和48年４月９日生
税理士名簿登録番号　第88234号
税理士事務所　東京都港区赤坂５丁目２番39号円通寺ガデリウス１Ｆ
住所　東京都中央区佃１丁目11番６－1305号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月21日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　島田さゆり　昭和34年12月10日生
税理士名簿登録番号　第86469号
税理士事務所　東京都大田区新蒲田１丁目13番２号塩田商事ビル201号
住所　東京都大田区蒲田本町２丁目１番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月18日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　水野　純一　昭和24年５月18日生
税理士名簿登録番号　第56843号
税理士事務所　滋賀県近江八幡市鷹飼町455番地
住所　滋賀県近江八幡市中村町500番地10

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月21日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士　江平　　満　昭和23年６月13日生
税理士名簿登録番号　第55957号
税理士事務所　鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目２番13号
住所　鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目47番８号

下記の法人については、税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第１項の規定に基づき、平成22年６月17日から４月の業務の全部の停止及び従たる事務所については１年の業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の20第２項において準用する同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦

記

税理士法人　アルーバ税理士法人　平成17年１月13日設立
税理士法人名簿税理士法人番号　第874号
税理士法人主たる事務所　千葉県船橋市西習志野３丁目８番３号
税理士法人名簿税理士法人番号　第874－１号
税理士法人従たる事務所　東京都港区赤坂５丁目２番39号円通寺ガデリウス１Ｆ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成22年６月18日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月29日　財務大臣　野田　佳彦